

償却資産申告書への個人番号（マイナンバー）・法人番号の記載と 本人確認について

個人番号（マイナンバー）・法人番号の記載について

社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、償却資産申告書を提出する場合は、個人番号（マイナンバー）・法人番号を記載していただくことになりました。該当欄に右詰めで御記入ください。

なお、個人番号（マイナンバー）・法人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号（マイナンバー）の記入はないものとして受理いたします。予めご了承ください。

本人確認の方法

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認では番号確認、身元確認、及び代理権確認を実施いたします。それぞれの確認ができる書類が必要となりますので、窓口での提出の際にはその提示を、郵送での送付の際には裏面の個人番号（マイナンバー）届出書に必要な書類を貼付し、提出をお願いします。

なお、電子申告（eLTAX）により申告する場合や法人番号を記載する場合は、本人確認書類は不要です。

・申告者本人が申告書を提出する場合

本人が個人番号を記載した申告書を提出する場合は、番号確認資料と身元確認資料 1 種類ずつの提示、または写しの提出をお願いします。

確認事項	必要書類
① 番号確認 (右記の中から 1 点)	・ 個人番号カード【裏面】 ・ 通知カード(※ 1) ・ 住民票や住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの）等
② 身元確認 (右記の中から 1 点)	・ 個人番号カード【表面】(※ 1) ・ 運転免許証等の顔写真付身分証明書 等

※ 1 カードに記載されている住所や氏名等が、住民票と一致しているものに限りします。

・代理人が申告書を提出する場合

代理人が本人の個人番号を記載した申告書を提出する場合は、各確認事項 1 種類ずつの提示、または写しの提出をお願いします。

確認事項	必要書類
① 本人の 番号確認 (右記の中から 1 点)	・ 本人の個人番号カード【裏面】の写し ・ 本人の通知カード(※ 2)の写し ・ 本人の住民票や住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの）の写し 等
② 代理人の 身元確認 (右記の中から 1 点)	・ 代理人の個人番号カード【表面】(※ 2) ・ 代理人の運転免許証等の顔写真付身分証明書 ※健康保険証や年金手帳等の顔写真のない身分証明書の場合は 2 点 ・ 代理人の税理士証票 ・ 税理士の補助者または事務員であることを証する書類 等
③ 代理権の確認 (右記の中から 1 点)	・ 税務代理権限証書 ・ 委任状 等

※ 2 カードに記載されている住所や氏名等が、住民票と一致しているものに限りします。